

令和元年 9 月 2 日

各位

(一社) 京都府警備業協会  
会長 宇多 雅詩

「警備員に対する教育時間・方法」に係る警備業法施行規則の改正概要について  
本年 8 月 30 日付けで、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布・施行さ  
れました。

改正内容には、みだしの教育時間等に関するもののほか警備員検定に関するもの等が  
含まれるが、本事務連絡においては、会員各位の業務に直ちに影響する「警備員に対す  
る教育時間・方法」に係る改正内容を説明することとしました。

なお、その他の改正事項及び今般改正された内閣府令等の全容については、官報及び  
当協会ホームページを参照してください。

#### 記

#### 1 改正された警備業法施行規則（改正府令）

警備員教育における教育時間及び教育頻度の見直し

※ 府令第 38 条第 3 項、第 4 項及び第 66 条並びに附則第 2 条、第 3 条及び第 4 条

#### 2 概要

##### (1) 教育時間及び頻度の見直し

##### ア 新任教育

新たに警備業務に従事する警備員に対する教育時間数について、改正前の警備業  
施行規則（旧府令）に定める「30 時間」から「20 時間」に短縮されたほか、一定の  
資格や経験を有する者に対する教育時間数が改められた。（別添 「新任教育の教育  
時間数(新旧比較)」参照）

##### イ 現任教育

現に警備業務に従事させている一般の警備員に対する教育頻度及び教育時間につ  
いて、旧府令に定める「半年の教育期ごと 8 時間」から「年度ごと 10 時間」に改め  
られたほか、一定の資格を有する者に対する教育時間数が改められた。（別添 「現  
任教育の教育時間数(新旧比較)」参照）

##### ウ 基本教育と業務別教育の統合

基本教育と業務別教育の両方を行う必要がある警備員に対する基本及び業務別時  
間数については、各企業の特性等に応じてそれぞれの時間数を設定（統合）するこ  
とができるとされた。

例えば、新任教育 20 時間について「基本 5 時間、業務別 15 時間」とすることも  
「基本 19 時間、業務別 1 時間」とすることも可能である。

ただし、教育すべき事項（旧府令第 38 条第 2 項）に変更はなく、これらの事項を網羅する必要がある。

また実地教育によることができる時間数は、業務別教育時間数の 2 分の 1 の時間数（上限 5 時間）となる。（別添 「警備員教育の時間数の一覧表」 枠外実地教育の例参照）

エ 教育計画書及びいわゆる教育実施簿（府令 66 条第 1 項第 5 号及び第 6 号）

教育頻度が年度ごとに改められたことに伴い、警備業者は、「年度ごと」に記載された教育計画書及び年度ごとに作成した教育実施簿を営業所に備えることとされた。

オ 新任教育実施年度における現任教育の免除（府令第 38 条第 5 項）

改正府令第 38 条第 5 項の表中、現に警備業務に従事する警備員の現任教育に関し、備考第 1 号、第 2 号の規定を要約すると

現に警備業務に従事させている警備員について、新任教育を行った日の属する年度は、基本教育及び業務別教育は行わなくてもよい。

と規定されており、一年度内に新任教育を行った警備員に対する同年度内の現任教育は免除されることとされた。

(2) 留意事項及び経過措置

ア 教育時間

改正府令前に行われた令和元年度の警備員教育に時間数については、改正後の教育時間数に計上できる。

したがって、例えば 8 月 30 日までに旧府令に基づき前期分として 8 時間の現任教育を実施した者については、今年度中に残り 2 時間以上を実施すれば足りる。

イ 備付け書類

(ア) 改正府令施行の際、現に営業所に備えている、8 月 30 日よりも前に終了した教育計画簿、教育実施簿に係る府令第 66 条第 2 項の規定の適用（保存期間等）は、従前のおりである。

(イ) 改正府令施行の際、現に営業所に備えている、8 月 30 日を含む教育計画書の保存期間は、8 月 30 日から 2 年間とされた。

(ウ) これまでに作成した令和元年度の教育計画書を改めて計画する場合は、8 月 31 日から 3 箇月以内に作成して備え付けることができる。

(3) 警備員教育における実施可能な講義の拡大

従前の対面式の講義に限定されていた警備員に対する講義は、一定の要件を踏まえれば、電気通信回線を使用して行う講義が認められることとなった。

電気通信回線を使用して行う講義について、対面式の講義と同等の教育効果を担保するための要件として

ア 受講者本人が受講しているか確認できるものであること

例 ID、パスワード等によって管理する。

イ 受講者の受講状況を確認できるものであること。

○ 警備業者が管理する施設で行う場合

例 教育実施者による目視、点呼、身分証等を提示させる。

○ 警備会社が管理する施設以外で行う場合

例 受講中、PC等インターネット端末の内蔵カメラ等を利用した顔画像を撮影する。或いはPC端末上に表示された指示に従い、受講状況を撮影させ、受講後、Eメール等で営業所等に送信させる。

ウ 知識の習得状況を確認できるものであること。

例 講義内容等に関する設問を設けて回答させる。或いは効果測定を行う。

エ 質疑応答の機会が確保されているものであること。

例 電子メール等により、教育を行う者に対して質問できる仕組みを構築する。

の要件のいずれにも該当するものでなければならない。

### 3 添付資料

(1) 新任教育の教育時間数(新旧比較)

(2) 現任教育の教育時間数(新旧比較)

(3) 警備員教育の時間数一覧表

### 4 その他

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令」の改正内容等については、当協会ホームページの会員専用ページ（パスワード kei2018）を参照願います。

以上

担当 専務理事 小林

電話 075-754-8870

FAX 075-754-8871